

## <CS成倫勉強会講義録>

日時：平成13年2月27日

午後2時～4時

場所：NHK青山荘

### <テーマ>

## 「映倫」の歴史と自主規制活動

### 1. 「映倫」の歴史と自主規制活動

講師：映倫管理委員会

事務局長 松尾 守氏

(昭和35年東映入社、平成8年映倫事務局長就任)

今日は映倫管理委員会のたどって来た道を簡単にたどりながら、合せて日本の映画の自主規制の歴史をたどることにしたいと思います。

第一に映倫管理委員会というのは非常に役所くさい名前であります。なんだか頭が固くて全く世の中の動きについて行けないようなイメージがあるかもしれませんが。実際は映倫管理委員会は役所とは全く関係ない自主機関であります。昨年「バトルロワイヤル」などの動きがありまして映倫というのは自主機関であるというのが良く理解されたかと思います。

最近、若い女子学生さんが卒論に猥褻について研究したいけれど、映倫から話を聞きたいなどと来られたことがあります。そういう場合、映倫とは自主機関であるということから説明します。私としては女子学生の方でも猥褻問題について論文を書く時代になったかと隔世の感を持つわけであります。

さて、自主規制といいましても、日本は昭和20年に戦争に敗けたわけですが、その前はれっきとした検閲制度というのがありまして、出版にしる、新聞にしる、映画にしる全部検閲を受けていたわけであります。

検閲というのも実際に経験してみなければどういふものかおわかりになりにくいと思いますが、私は戦争が終る頃小学3年生でしたから、おぼろげながら記憶があります。たとえば出版されている本は虫食いみたいに穴だらけになるわけですね。そのところは書いてはいけないという訳で「彼女は……でした」という風になります。全く表現の自由がない。映画でももちろん自由に上映出来ない。特に終戦前の日本が連合軍を相手に戦っていた頃は外国映画はある国を除いて全く上映出来ない。そのある国というのはドイツとイタリアだったわけです。これは日・独・伊三国同盟が存在したからですが、そのドイツ映画、イタリア映画であっても戦意を高揚するような映画はいいけれども、恋愛ものなんかはとんでもない、というようになるわけです。現在は憲法21条が表現の自由を保証しているから何でも言えるわけであります。民主主義はそういう自由があるから成立しているとも言えるのです。軍隊の悪口を言うようなことは非常に難しかった。

終戦に近くなって竹槍で落下傘部隊の米兵に立ち向う訓練をしていたのに対して毎日新聞がそんなことで戦争が出来るかという記事を出したとたんに発行停止になりました。一つの例をとって言えば検閲というのはそういう制度であったのです。

前置きが長くなりましたが、1945年日本が敗けてアメリカが日本を占領した時、米軍の考えは日本を再び戦争の出来ない国にする、それと日本を民主化する

ということが命題となっていました。そのために沢山の専門家を連れて来たわけであり、それでレジュメにも書いてありますが、ゼネラル・ヘッド・クォーター（GHQ）というものがあらゆることに指揮権を発動しました。映画についても全て検閲するということになりました。

ところが、この検閲というのは今までと逆で日本を再び戦争が出来なくすることが目的でしたから、仇討ちのようなものもいけないということで極めて厳しい検閲をした訳であります。また、映画の上演についても戦時中作られた映画の上映は全て禁止となりました。しかしこれがアメリカの良いところであり、アメリカ自身は検閲というものが良くないということを知っていたのです。なんとか民主的な方法で映画界にも自主規制を行わせようということになったわけで、昭和24年、日本の映画界に対して自主規制をする組織を作りなさいという示唆がありました。日本の映画人もこれまで検閲というものに懲りておりましたから、これはいい制度らしいということですぐ乗ったわけです。

その時に出来たのが映画倫理規定管理委員会（旧映倫）であります。これは、アメリカでは昔からMPAA (Motion Picture of Association of America) アメリカ映画協会という組織がございまして、これは1920年代に出来た極めて古い歴史を持つ組織であります。ここはやはり自主規制をやっていたのです。

その中にプロダクション・コードといいますが、我々はこういうルールをもって映画を作ります。逆にいうとこんな変な映画を作らせないというようなルールがあったわけです。これは例えば宗教的偏見に基く映画を作らないというような制作者自身が自主規制するようなプロダクション・コードでありました。それを日本も参考にして映画倫理規定というものを作りました。そしてそれを守るために管理委員会を作らなければいけないということで、映画倫理規定管理委員会が出来ました。ところがこの組織は審査する方から何から業界内の人で構成される組織であった訳であります。委員長も映画人ということでした。それでも昭和24年以来、順調に推移し、非常に良い仕事をしております。特に性表現などに行き過ぎがないように注意を払っていました。ところが昭和30年、今の石原東京都知事が大学卒業する頃「太陽の季節」という小説を書きました。この小説は大ヒットしましたが、その理由は性表現にありました。それまでの小説家と比べてもその表現はとても自由であり斬新であったわけです。とくに男性の性器で障子を破るシーンがありますが、そんな表現は今までなかったわけです。この小説は芥川賞を受賞いたしました。兎角大ヒットしました。

映画界もそうなる黙っていないわけで、これを日活さんが映画化したのであります。その当時はこういう映画は全て18歳未満おことわりということで上映されておりました。余談ですが、これは私はとても良い制度だと思っております。さらにもっとショッキングだったのは、「処刑の部屋」というのをやはり日活さんで映画化しました。この映画は睡眠薬を女性に飲ませ、その女性を暴行するというシーンを含むもので、現在ではごくあたり前のシーンですが、当時は若者に悪い影響を与えるということで、特に朝日新聞などがこれを大きく取り上げました。そして古いタイプの評論家などを正面にたてて、こういう映画を作ること自体がけしからんとして、その矛先をこれを許可した映倫に向けて論陣をはったわけです。これに政治家の先生が乗りまして（政治家の先生は今度のバトルロワイヤルでもすぐ乗るのですが）文部省が映画を規制する青少年映画法という法律を用意することになりました。映画界は何とかこのような世論の矛先をかわしてもっと良い自主規制にしなければいけないということで、組織を改めることになりました。それが今ある映倫管理委員会であります。

このような騒ぎがあったのは昭和31年の末頃のことですが、実際に組織の改組が行われたのは昭和32年のことでありました。これで何が変わったかと言いますと、先程申しました管理委員が5人いたわけですが、この人達を全く映画界と関係のない第三者から選ぶということになりました。しかも前の委員会は映画界がお金を出し合って運営していたわけでありましたが、それを止めて映画を審査するに際して審査料を取ることにして、そのお金で運営することになりました。したがって、映画界からの紐付きでないお金で運営されているということになったわけです。

当時の委員長は外部からどういう人を連れて来たかと申しますと、例えば委員長は高橋誠一郎さんという方をお願いしておりました。この方は、元文部大臣で慶応大学の経済学部の教授であり大変高名な方でしたが、一方では浮世絵などを集めるなど世の中の事を良く判っている方でした。その下では映画界とは全く関係のない人が管理委員をやっていて責任を持つという体制です。その体制でしばらく順調に行っていたのでありますが、昭和40年になって武智鉄二監督が、この方は多彩な創作活動をされていた方ですが、「黒い雪」という映画をお作りになりました。この映画はどのような映画かと言えば、彼に言わせれば米軍基地などに反対する反戦映画だったようなのですが、いずれにせよ、この映画の中で米軍基地を囲んでいる金網のところを全裸の女性が走るシーンがあったのです。画面は非常に暗いのですが、どうもヘアがチラチラ見える。それが警察の方の気に入らないということになりました。試写の段階で刑法175条の猥褻物陳列罪に当るということで起訴されました。この時は映倫の審査員も罪を問われたのですが、結局映画監督と試写をした映画館の責任者の二名が起訴されたのであります。これは第一審の地裁では昭和42年無罪になりました。それから高裁におきましても、昭和44年に控訴棄却ということになりました。ただこの時、警察に摘発されたということが映倫にとっても大変ショックでございまして、性的な表現には一層慎重になって来ました。

ところが、それからしばらくしますと世の中はどんどん性の解放に向かって行くことになります。映画もそのような風潮に無関心ではいられなくなってまいりました。やっぱりお客さんが沢山入るようになるためには性表現があった方が良いというわけです。日活さんは、その時期日活ロマンポルノという鉱脈を探り当てたのであります。かなり性表現のたくさん入ったラブストーリーを何本も作って行きました。ところが昭和47年になって「恋の狩人・ラブハンター」「OLポルノ日記・牝猫の匂い」「女高生芸者」の三本が突如として警察に摘発されるという事件がありました。一番問題だったのは作った人と上映した人だけではなくて、映倫の審査員三名も猥褻物陳列幫助罪ということで起訴されたことです。この時は「黒い雪」の経験がありますので映画界はこぞってなんとかこれを無罪にするための弁護団を組織して大闘争を繰り広げたのであります。これも数年の裁判の結果、地裁で無罪となり、高裁でも控訴棄却ということで決着しました。

この二つの裁判を比べると、後者の裁判の方がはるかに意味のある進展がありました。というのは、この時高等裁判所が初めて「映倫の言うことには耳を傾けなければいけない」ということを言ったのであります。この時をもって初めて映倫は法的にもその社会的価値を認められたと言えると思います。

猥褻の概念というものは、ご存知のこととは思いますが、昭和26年の最高裁の判決の中で「いたずらに性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥

心を害し、善良な性的道徳概念に反するもの」という三要素が述べられたのでありますが、今だにこの三要素によって猥褻か否かが判断されるわけでありませぬ。

さて、それまでは一般映画と成人映画(18歳未満おことわり)というものしかなかったわけだ。そこに昭和49年「エマニエル夫人」という映画が上映されることになりました。この映画も18歳未満お断りでやれば問題はなかったのですが、配給会社から非常に強い要請がありまして、かなりカットしたり修正はしたのですが一般映画として公開したのであります。

これも世間からゴウゴウの非難をあげることになりました。昭和51年、映倫はRというものを新設いたしました。これは中学生以下は見せないという制限です。出来た当時は父母同伴ならいいという条件をつけたのですが、中学生くらいになると映画を父母と一緒に見に行くということもしなくなってしまうから、意味がないということで、たまたまその制度が出来た年はRの適用を受けるものが一本もなかったのですが、翌年から中学生以下禁止ということになりました。したがって現行のいわゆるRになったのは昭和52年からということになります。

この時以来、こうした規制をまぬがれるために映画を修正したりカットしたりということがかなり行われたのですが、本来映画というものは出来たままを見てもらうのがいい。著作権の問題もありますが、映画というものは表現物でありますからオリジナルのままで見ってもらうべきものであります。一般にそれが問題になりましたのは、平成4年になりましてフランス映画の「美しき諍い女」という映画でありました。これは画家とモデルの話でありますから、いたるところにヘアがチラチラするという映画でした。それまでの映画の規定では性器とか恥毛は描写しないというはっきりとした条文があるものですから、困ってしまいました。また、輸出国フランスからは日本というのは何と遅れた国なんだろうということで馬鹿にされたりしました。これはチョッと考えなければならぬ。また、平成4年という他ジャンルの、例えば雑誌、週刊誌などでは、かなり裸の写真が出ている時代でありましたから映画界もそういう時代にマッチしなければいけないということで基準に修正を加えることになりました。そこで「性器、恥毛は原則として描写しない」というように基準が改められたわけでありませぬ。この「美しき諍い女」も多少の修正は加えましたが、ほとんどオリジナルの形で公開されました。

現在は一般映画でもヘアが映っていても平気ですね。多少のしぼりがあるのは、例えばベッドシーンでのヘアは止めようとか、男女が全裸のフルショットで見えるのは止めようというような規定はございませぬ。映倫は世の中の流れに決して先んじてはいませぬが何とか遅れないようにという努力はしている訳です。

従来、邦画というのは東宝、日活、東映、松竹のような大会社が中心であり、又、外国映画にしてもそのような傾向があったのですが、この「美しき諍い女」の頃になりますと小さなプロダクションが結構いい映画を作るようになってまいりました。これまで映倫を支えて来た大きい会社が段々力が無くなって来たのです。現在、日本の劇場で映画を上映する場合は全国の劇場の組合であります「全国興行生活衛生同業組合連合会」(約2,000の劇場が加盟しています)と交渉しなければならぬのですが、その組合が映倫の審査を受けた作品でなければ上映しないという申し合せをいただいております。大きい会社から小さい会社までが加入して審査を受けるようになりますと、映倫の審査というものに対して異議の申し立てが多くなってまいりました。何とか審査のやり直しをやって欲しいというような声が高まって来ました。これももつともな話しでありまして、映倫の審査員がいかに

公正だとは言っても一回の審査で文句のつけようがないというのはどう考えても不合理だということで、平成8年に再審査制度というものを作りました。審査の判定が不服の場合には一回だけに限り再審査する。そしてその時に誰が判定するかというと、それは審査員ではなくて5人の管理委員(映画界とは関係のない有識者の方達であります)が判定するのであります。

平成8年の「愛のめぐりあい」という映画では性的場面のヘアが見えていたもので、審査員がこれを消すようお願いしたのですが、それを不服として再審査の結果、それは消さなくともいいという判定が出ました。平成8年にこの制度が出来て以来、つい最近までに5本の映画が再審査を受けておりますが、再審査請求者の要求が通ったケースが5本の内3本ありまして、そのままの判定でいいというのが2本でした。

このところ青少年問題等におきまして犯罪と映像との関係が言々されるのであります。世界各国に映倫のような組織は存在しています。ただ申し上げたいのは自主的な民間の機関は日本とアメリカとドイツとイギリスだけで、あとは全部国家が管理運営しているわけです。ですから検閲ではないかも知れないけれど公の機関が審査しているということです。これは大変大きな違いだと思います。そういう機関が何年かに一回集まって世界会議を行っておりますが、その中で日本はどうも暴力に対して甘いのではないかという批判を受けておりました。なお且つアメリカを中心に暴力と映像の関係が研究されております。その結果として、暴力シーンを何回も見ていると刺激に慣れて来る。また、殺された人に対する同情心が薄らいで来るという傾向が見られます。さらに暴力シーンをしばしば見ていると頭の中にすぐ暴力にうったえて物事を解決するというシナリオが出来てしまって、現実の生活の中でも、そのような影響があるのではないかということが言われております。映画界として、何とかこれに対する対策をたてなければならないというのが世界的な流れであります。そこで映倫は一年半くらいの研究の末「PG - 12」なるべく父母と一緒に見た方が良く、という区分を作りました。特にホラー映画などに対しては適用しておりますが、この「PG - 12」を含めて平成10年5月レイティングは4つになりました。すなわち「一般」「PG - 12」「R - 15」「R - 18」であります。アメリカ映画は5段階でありましたから、日本もこの4段階になって、ようやくあまり修正しなくとも映画が見られるようになって来ました。

今現在、日本でどれくらい映画が上映されているかと言いますと、だいたい年間500本くらいです。このうち230～40本くらいが日本映画、外国映画が270本前後です。比率にすると45対55くらいになります。外国映画の方が多いのです。それでも他の国に比べますと邦画の占める割合が多いのが特色です。実際の審査はその500本を7人の審査員で見えています。外国映画の審査員が3人、日本映画の審査員が4人、宣伝広告物の審査員が1人おります。2人一組で審査しております。

今話題の「バトルロワイヤル」につきましては台本の段階からずっと話しをして参りました。邦画の場合は台本の審査、必要があればオールラッシュで審査し、さらに完成品の審査と三段階の審査をするわけです。「バトルロワイヤル」もその三段階の審査をしまして「R - 15」というレイティングをしたわけでありまして。ご承知のように、この場合は映画を見ないで「あの映画はけしからん」「何である映画を許すのだ」という声が公開前から強かったのです。毎日3～5本、一般の

人から電話がかかって来て「だいたい何であんな映画を作らせるのだ」という意見が寄せられました。「太陽の季節」の場合と同じです。今回はさすがに新聞はそんなことは言わなかったのですが……。国会議員からの話しもありました。そこで私は名前を明らかにして「私は映倫の……です。映画をご覧になった後ご不満なら私は話しをします。映画を見る前からそういうことを言うのはおかしいのではないですか」と申しまして電話を切ったのでありますが、不思議なことに映画が公開されてからはそのようなクレームはほとんど来なくなりました。これは審査をする立場の者は充分注意しなければならないことですが、一般の人は映画を見ていないでもそういうことを言う傾向があるのです。一般の人の意見を聞く上で非常に参考になりました。

(了)